

運用細則

平成25年（2013WEM大会）

2013WEM0410K

平成25年4月10日

ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会

『ワールド・エコノ・ムーブ』実施規定の運用細則

この細則はワールド・エコノ・ムーブ実施規定に基づき運営するに当たり、競技委員会に於いて細則が必要であると認め定めたものであり、実施規定第43条 補則の、「あらゆる規定」に該当するものである。

1. 第34条 安全性

第34条 安全性6項の運用細則

外部からのガムテープ等でのカウルの固定は禁止とする。

2. 第37条 ドライバーの体重

第37条 ドライバーの体重2項の運用細則

ウェイトの個数は2個までとする。1個が10kgを超える場合は2分割できるものとする。ウェイトは車両に固定出来るようにすること。但し、構造体として使用してはならない。

付記、

平成24年4月10日 WEM 201201 ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会
実施規定の運用細則として通知

以上